

福井市建替住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 建替住宅取得支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)及び福井県住み続ける福井支援事業～持続可能な住まい・地域づくり支援～補助金交付要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、福井市住宅基本計画に基づき、新婚世帯や子育て世帯等に対して、旧耐震基準の住宅を建替えに係る経費の一部を補助することにより、子どもを産み育てやすい住まいづくりを推進し、誰もが安心して満足できる住まいの確保に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧耐震基準の住宅 昭和56年5月31日までに着工又は建築された一戸建て住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。)をいう。
- (2) 新婚世帯 第8条に規定する申請書の提出日において、婚姻届を提出し、受理されてから5年以内の夫婦(第12条に規定する完了実績報告書の提出までに入籍する夫婦を含む。)からなる世帯又はパートナーシップ宣誓書受領証等が交付されてから5年以内のパートナーシップ関係にある者からなる世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 18歳になった日の属する年度の3月31日までの子を含む世帯をいう。
- (4) U・Iターン世帯 県内に転入する直前の住所が、連続して3年以

上県外に有する者を含む世帯（新規卒業者、転勤等の転入を除く。第8条に規定する申請書の提出日において、転入して2年以内の者を含む。）をいう。

(5) 被災者世帯 自然災害に起因するり災証明書（第8条に規定する申請書の提出日において、災害発生から起算して2年以内のもの）の交付を受けた住宅に災害発生当時居住していた者を含む世帯をいう。

(6) 世帯 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。

(7) 市内業者 福井市内の個人事業者又は市内に本店若しくは営業所等を置く法人事業者をいう。

(8) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定により策定した福井市立地適正化計画で位置づける居住誘導区域をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の全てに該当する者とする。

(1) 新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯又は被災者世帯に属する者

(2) 市内に移住・定住するために、居住誘導区域内で、旧耐震基準の住宅を除却し、当該敷地内に自ら居住するために所有する一戸建て住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。以下「新築住宅」という。）を建築する者

(3) 第12条に規定する完了実績報告書の提出までに、新築住宅の建築に係る確認済証を有する者

(4) 第8条に規定する申請書の提出日の属する年度又はその翌年度に、新築住宅に居住を開始する者

2 前項に掲げる補助対象者は、新築住宅を取得後、10年以上居住する見込みがある者でなければならない。

3 前2項に掲げる補助対象者は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

(1) 過去に、この要綱による補助を受けたことのある者

(2) 補助金の交付金の対象となる経費において、国又は地方公共団体による他の補助金を受けている者

(3) 市町村税の滞納のある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(5) 前各号に掲げる者のほか市長が不相当と認める者

4 前各項の規定に適合する者が2名以上いる場合は、その中で代表となる者1名を補助対象者とする。

(補助対象住宅及び工事)

第5条 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の全てに該当する住宅とする。

(1) 市内に存する一戸建ての旧耐震基準の住宅であるもの

(2) これから建替えする住宅であるもの

2 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の全てに該当する工事とする。

(1) 補助対象住宅における除却工事(除却工事に伴う住宅内家財の処分に係る費用は除く。)であること。

(2) 市内業者の請負による工事であること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象工事に要する費用とする。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の最小の額とする。

(1) 補助対象経費に相当する額(1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額)

(2) 3 0 0 , 0 0 0 円

2 補助金の交付は、一の住宅につき 1 回とする。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象工事に係る工事請負契約等の前に、福井市建替住宅取得支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号) に別表 1 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 9 条 市長は、規則第 4 条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、福井市建替住宅取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号) により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(着手、変更、取下げ)

第 1 0 条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定通知があった日から 3 月以内に工事請負契約等を締結するものとし、当該通知日の属する年度の 3 月 3 1 日までに、新築住宅の確認済証の交付を受けなければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助内容又は補助金の額に変更(軽微な変更を除く。) が生じる場合は、変更に係る工事請負契約等の前に、市長に福井市建替住宅取得支援事業補助金交付変更申請書(様式第 3 号) を提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

4 補助金の交付の決定を受けた者は、交付申請を取り下げる場合は、市長に福井市建替住宅取得支援事業補助金交付申請取下げ届（様式第4号）を届け出なければならない。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象工事が完了し、新築住宅の確認済証の交付を受けたときは、規則第11条の規定により、当該通知日の属する年度の3月31日までに、福井市建替住宅取得支援事業完了実績報告書（様式第5号）に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市建替住宅取得支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第13条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市建替住宅取得支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第4条の要件を満たさなくなったとき。

(3) 交付決定通知があった日から3月以内に工事請負契約等を締結しないとき。

(4) 完了実績報告書を第 11 条に規定する日までに提出しないとき。

(5) 補助金の交付の決定を受けた者又は補助対象工事について、市長がこの要綱の目的に反することがあると認めるとき。

(6) 取下げ届を受理したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合には、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(個人情報 の 利用 目的)

第 15 条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

(施行 期 日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(失 効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係) 申請書に添付する関係書類

- (1) 建替住宅取得概要書
- (2) 除却工事に係る見積書の写し
- (3) 旧耐震基準の住宅の除却前の写真
- (4) 旧耐震基準の住宅であることが分かるもの(登記事項証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書、課税明細書等)
- (5) 図面(付近見取図、旧耐震基準の住宅の平面図、新築住宅の平面図)
- (6) 戸籍抄本、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書等(新婚世帯の場合)
- (7) 戸籍の附票(U・I ターン世帯、被災者世帯の場合)
- (8) り災証明書の写し(被災者世帯の場合)
- (9) 新築住宅居住予定者の住民票
- (10) 新築住宅居住予定者の市町村税の納税証明書(非課税の者は非課税証明書)
- (11) その他市長が必要と認める書類

別表 2 (第 1 1 条関係) 完了実績報告書に添付する関係書類

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 旧耐震基準の住宅の除却後の写真
- (4) 新築住宅に係る確認済証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類